

(仮称)NW福島太陽光発電所事業環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について

1 環境の保全の見地からの意見について

(1)工事の実施によるもの

環境要素(環境要因)	福島市の意見	提出課
	意見なし	

(2)土地又は工作物の存在及び供用によるもの

環境要素(環境要因)	福島市の意見	提出課
景観	<p>① 可視領域に国道115号、県道52号を含むことから、国道115号、県道52号も眺望点に含めること。</p> <p>② p 81の表 3. 1-48中に記載のある、女沼、男沼、土湯温泉郷、照南湖ジオパーク、茂田沼、道の駅つちゆからの、眺望の影響について、フォトモンタージュ等（景観シミュレーション）を活用し検討すること。</p> <p>③ 吾妻山からの市街地を見下ろす視点場について、フォトモンタージュ等（景観シミュレーション）を活用し検討すること。</p> <p>④ 地域住民だけでなく、広く市民から十分な合意形成が図られるように努めること。</p>	都市計画課

(3) 上記(1)、(2)双方によるもの

環境要素(環境要因)	福島市の意見	提出課
動物・生態系	希少種に限らず、種と生態系の多様性に配慮し、開発区域ならびその周辺に対する重大な影響を回避、低減するよう環境保全措置を講ずること。	環境課
騒音・振動	施設の工事中、供用中において騒音・振動等により周辺住民の生活環等を損ねる事が無いよう、設置場所について十分検討し選定すること。また、調査・予測・評価を適切に実施し、環境保全措置に反映すること。	
水環境	<p>本事業が、水原川流域の健全な水循環(涵養・流水・水質保全など)を阻害することが無いよう事業計画に配慮すること。</p> <p>また、工事中、供用中の油類、塗料、農薬、薬品等の河川への流出、地下浸透を含む水質事故に対して万全の備えをし、水質事故時には、速やかに当市への報告と対策を行うことを確約すること。</p>	
水環境	下流域には湧水や地下水を原水とした専用水道や給水施設があり、周辺住民が生活用水として利用している地下水等の存在も考えられる。そのため、事業実施前の水質調査については漏れなく実施するとともに、影響のないよう施工し、事業による影響の有無を事後調査等により把握するよう努めること。なお、影響が確認された場合には適切に対応願いたい。	保健所衛生課

2 その他環境要素に含まれない総括的事項についての意見

その他	福島市の意見	提出課
総括的事項	<p>① 事業の実施にあたっては、各種関連法規に基づく必要な手続き等について、事前に行政担当窓口等の指導を受けること。</p> <p>② 事業の実施にあたっては、周辺の住民及び隣接する土地の地権者に対して、十分に説明を行い、合意形成を図ること。</p>	関係各課共通

3 防災上の意見、指導、協議すべき事項、その他の意見

その他	福島市の意見	提出課
	<p>既存市道上で工事を行う場合、松川支所と協議すること。また、里道の付け替えや工事を行う場合、路政課に協議すること。</p>	路政課
	<p>近年、従来の想定を超える局地的大雨や台風などが頻発し、法定外水路や河川での土砂堆積・洗掘・溢水、土砂災害等の事例が報告されている。</p> <p>計画地には隣接する農地等が広がっているため、雨水や土砂の流込による営農への支障や水害等が起こらないよう、異常豪雨等も想定した最大限の対策を計画し、災害の発生する危険性がある場合には、調整池、沈砂池等を設置の上、適正な管理を行うこと。</p> <p>なお、計画段階では予見できなかった問題が発生した場合には、災害防止等の上で適切な対策を講じること。</p> <p>また、沢・水路の下流域は、農業用水路として利用されていることから、事前に排水計画を作成し、河川課、農林整備課と協議し、地元関係者には十分に説明、合意形成を図ること。</p> <p>さらに、水路や農地等に被害が発生した際には地元関係者への説明と対応を行うこと。</p>	<p>農業企画課 農林整備課 農業委員会 河川課</p>
意見・指導等	<p>① 開発区域内の調節池の容量が、鷲倉の降雨データ最大雨量・累積雨量時に足りるかの確認をすること。下流域の関係住民とへの説明と対応を行うこと。また、関係機関への説明を行うこと。</p> <p>② 開発区域内には、5条森林が含まれているので、事前協議や手続きを当課協議のうえ進めること。</p> <p>③ 開発区域内に法定外公共物（道・水路）の有無を確認し、含まれている場合は手続きを行うこと。</p> <p>④ 事業が完了した場合、施設の撤去・処分を適正に行い、跡地については土砂災害・水害等の発生しないよう、植林や緑化等により災害防止を図ること。</p>	農林整備課
	<p>① 土砂災害防止法で指定されている箇所及び福島県が基礎調査を完了し土砂災害警戒区域等を公表している箇所について、その位置を確認し、本事業により土砂災害が起こらないようにすること。</p> <p>② 法定外公共物（水路）上にソーラーパネル等の構造物を設置しないこと。</p> <p>③ 法定外公共物（水路）上に電線や管理用通路等の横断施設を設置する場合には協議すること。</p> <p>④ 法定外公共物（水路）等の改修を行う場合には協議すること。</p> <p>⑤ 法定外公共物（水路）の境界については、工事着手前に確定すること</p>	河川課

その他	福島市の意見	提出課
意見・指導等	<p>① 火災危険性は落雷の自然現象やたばこの投げ捨て等人的失火がある。極力火災リスクをなくすために雑草メンテナンス(草刈り後の除去処理を含む)を確実に実施すること。</p> <p>② ソーラーパネル火災は、消防活動上感電事故の二次災害の危険性があることから、メンテナンス委託業者が有事の際現場にいち早く到着し、消防活動に協力できる体制をとること。</p>	消防本部警防課